

勢からゆがめない事実となつて表われているところからして、^{（附）}準備いたします。事業につきましてもよほど心得をして事業を遂行して、えうゆなければいかんという考え方があり、りますのでこれらの抜本的な計画で全費を削減し、尚かつ収入を増加させる方途を作りまして、えう且、赤字が縮くような場合にはと畜条例の根本問題にふれて、いただんよう。私は特に要望を申し上げます。

一議長（石川信義）お諮りいたします。本件については討論を省略し直ちに採決いたしたと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）御異議ないのと認めます。

よつてこれより採決いたします。

議案第九号は原案通り決するに御異議ございませんか。
（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）御異議ないのと認めます。

よつて議案第九号は原案通り可決いたしました。

一議長（石川信義）日程第十三 福生町職員退職金支給条例の改正について
（議案第九号）を議題に供します。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から御報告をしたいと思います。

一主査（高橋亨春）御指名をいたさしたもので、議案審査報告を申し上げます。件名は福生町職員退職金支給条例の改正についてであります。

（一）委員付託月日照和三十一年九月九日（午前十時）委員会に付託されました。議案につきまして慎重審査の結果、三条のうち退職金の支給金の率を他の市町村等を検討いたしました。う之また長年働いた方に対して色々委員会ではなりました。

結果五、六、七の入項が次の五、六、七の三項になりました。率が上がつております。

尚、オ、エ、カは実際問題としてはなかつたろうということであつた。除いたしまして、右の通りよろしく御審議いただきだきだきと思ひます。

議長(石川信義) 二れより委員長報告に対する質疑を行なひます。
(異議なしの声あり)

議長(石川信義) 二れにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については討論を省略してただちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議なしのと認めます。よつて二れより採決いたします。

議案オ、エ、カ、ハは委員長報告通り決するに御異議あり

ませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案オ、エ、カ、ハは委員長報告通り可決いたしました。

議長(石川信義) 日程オ、十五、南新道及び町道ニ、三、号線舗装化についての請願書(請願オ、一、号)を議題に供します。

建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願ひいたします。

七番(山下冬彦) 御報告がありましたので、請願審査報告をいたします。

件名は南新道及び町道ニ、三、号線舗装化についての請願書です。委員会付託月日は去る九月九日です。委員会開会月日九月十三日午前九時。本委員会に付託された右請願について、慎重審査の結果次のような意見を付し、採決の上、執行機関に送付

す(きえの)と決定した

意見といひましては現下の町財政上早急に実施するという
ことは非常に困難であると認められ理事者は本請願の趣旨
に添うよう)現況を十分調査し適当なる時期に善処すべ
きであるという意見を付しまして委員会としてはそれを
採択したわけであります。よろしく御審議下さいますよう
お願いいたします。

一議長(石橋義)これより委員長報告に対する質疑を行ないます。
一(田村祐二)建設委員会で慎重に審査をされまして特に意見と
いひましては現下の町財政上早急実施は困難であると予算
に誠に微妙な関係がある一つの条件下にありまして理事
者には本請願に添うよう)現況をよく調査し適当な時期に善
処すべきであるというようなことでも出されておるようであり
ますので、この案については別に異議を述べないのであります。

一(別な観)ある理事者にお考えを伺ひたいと思ひます。私が
私は今四十三であります。この土地に生れて今日まで
この町に育つております。が、おそらく私がおゐったちまして
昔から道路らしい道路は現在の表通り(の)のような道路では
ありません。だがこれは太い道路になるであらう。というこ
とは、当時から考へておりました。が、南新道(え)そうした考へ中に
入り、道路といひましては非常に私は出来すぎた道路と考
へておつたわけでありました。

昨今どつちかと申しますと新しくどん／＼発展いたしました
町の街路(まちど)は若干(さう)審美的な道路でありました。けれど、とり
のこされた間がなきにしろあらず。これは大変表現がわるい。か
えりません。が、地元から出身の議員があまり強く要望しな
かつた。というふうなことをあつた。かえりませんが、その後、に
出来たような道路は、財源の処理が寄附その他によつて行な

われ長と云えども非常に早い速度において早い期間において立派な道路として完成されております。

この南新道は私達子族の頃からの思ひ出を今日まで頭の中で描きながら考えますと当然町の基幹道路として財政上の裏付けがなくては今日まで立派な舗装が完成してないればならぬ、性格のものと私は都市計画の見地から又町理事者の立場からえそう考えなければならぬと今日この現下の町財政上ということがうたつておりますが、この前の諸願書を一寸と頭の中で思いだしたのでありますがおおむねの寄附をするということが書いてありましたので、その金額等については執行部の方に内示があつての上だと考えますが、それらはわりあい少ないという観念で財政上ということとを重視してこういう結果になつたのがあるいはまた、重要な点ではないという時期的な問題でこういうふうなのが御

何れにしても理事者からの相違な資料がでての建設委員会、審議を考へますので、それらうことなう当初からいつた南新道の歴史と、このことを考へて、いかうな考へをとられたか、これを伺ひたいと思ひます。

一町長(瀬古清蔵) 白席からうお許しをいただきます。

ただいまの田村議員の御指摘であります。が御指摘の通りであります。が非常に歴史的に古い道路でありまして、とうに舗装されていなければならぬような道路であります。が遺憾ながら商店が少くない道路ということとえ平伝つて今日になつたやうなことであります。

幸いにして目下着々順次舗装がされては来ております。が大体が補助道に属する道路が多いのであります。いわゆる都の方からの補助金によるものの舗装がされておるわけであります。、純然として町道で舗装になつて

いるというのがごくわずかでありまして、福生の一部とあと幾
 軒は舗装化されていはいわけであります。がその道路は何
 れも地元の人達が大きな協力をいたされて来たのであり
 ます。補助金をえらうて、工事をやるといふことは当然あら
 ためなければならぬと原則からいたしまして、先住民によつて
 納めていた税金によつて、当然工事をなされるべきである
 しかしながら、いつれ申しあげます通り、発展途上の町として
 町で施工するまで待てないとして、下水を作り、舗装
 をしてえらうたいという、強い要望のえとに、供与金を添えて、
 請願書が出され、順次そうした面で工事をやつたのは御承知
 の通りであります。

南新道は非常に商店が少ないので、一つの要因であらうと
 思います。が、そういう面ではとにか、歴史の古い道路であ
 りますので、決して不文に付すべき道路ではありません

主要道路の一つとして考えられておるようなわけでありま
 す。なかなか町として、先平が廻らなかつたということでありま
 す。ここで請願が出てまいりまして、目下聞く所によりますと、地
 元の人が、貯金をしておるようであります。が、おそらく来春、こ
 まだにはある程度の供与金の貯金が積まえるように聞かれてお
 ります。人、そこまで熱意をえらうて、地元から要望される以上は町とし
 て、えなんと、舗装化するように考えなければならぬとすることとは
 当然でございます。が、本年度の予算面では、多分に無理でござ
 いまして、いかにやらんとして、え一寸と無理な感じがないかすの
 であります。

地元の趣意を尊重いたしまして、三十七年度の予算で、ぜひ舗装
 させるよう心がけたいと目下考えております。

仲通りが三、四年前舗装になりましたが、これえほとんど地元の
 人の協力によつて、なしとげられた、舗装道路でございます。

がその面で私の立場としてはに苦しいわけでありすが
繰り返すようでありすがが發展途上の町としてな
事業が多岐に手が回らないということと補
助金が出ればやるのだという考え方はなく今後はやつ
ていきたいと思います)

町の予算において順次重要な道路からかたづけられていき
たいと常に考えております) 御了承いただきたくと思いま
す)

伊香田村(株)理事者の考え方はわかりましたので近く将来とい
うことをお考えであればごえつとえでありますのでそ
れ以上は申し上げませんがこういうような道路をすくづ
ていくと合理的に町長が申されたような非常に新設
道路をつくらないければならぬと補修しなければならぬ道
路もあるという町の街道計画下にありまして一つだけを取

り上げるということはどうかと思ひます)が補助道は現在
まで運行がよくつてゐるといふことがらを考えまして
こういう重要幹線を補助道の申請又その範囲に入る
運動を展開することはこういうような諸願の機会に出来
るのではなからうかというような行政技術的な措置を考
へたのですがそれらにつけて取扱ひ上どういふような考
えをえつかそれが一案

次に土木課長に伺ひますがどの位の価格であれば舗装が出
来るかはすでに算定してあると思ひますからこの二案を町
長、並びに担当課長に伺ひます)

一助役(川瀬金造)先の一案がり私の方から御説明いたします)

ここに資料がございせんので確実な数字は申し上げられませ
んが一応この補助道にいたしましては終点と基点でありますか
それにつきまして駅であるとか用道であるとかこういうした繁華



街に結ばなければならぬ線であるということが確定いたしました
んと補助道の対線になうんということが一々あります

尚一々補助道とく、の箇隔があるのですが一々資料があり
りませんので詳細はわかりませんがあの道路としてえ都道
の箇隔が狭いという関係でとり上げられな現状にあります
が昨年の福生町の都道、あるのは町村道の編成替をしたのであり
ますが全般にわたりまして福生町としまして、都の方から
調査いたしまして、ヤシ本の補助道が認定されてよりまして
いかなんから南新道につましては基矢と終矢が都道に結ん
でいるというだけで別に福生町駅を結んでいゝ線は都道が結
んでおるの、一々これは除外されていゝような現状であります
そう、つう形からしまして南新道の補助道というのはえれて
いるのです

よろしくお願ひいたしたいと思います

オ、矢につましては課長の方からお願ひいたします

一、課長(種彦清志) 南新道の延長は四三〇米工事される区間としまして
役場の前の栄通りより延長にいたしました、延が八三米千九百平
方米でございます。舗装の単価が一平方米に対し五五〇円、舗装
の工事費としましては百十四、五万です。それに中側の方の
川柳屋の所にL型を作ると銀座通りを通りまして都道の
二面九、九号線の所まで、百六、十米これを米あたり六〇〇円と
して十四、五万かかります。それに工事雑費を入れますと
百三十四、五万です

二、(舊田村) 大体の見込み予算算定についてわかりました

補助道の一つの見解であります。川窪助役が申されたことは
御最えと思ひますので、すでに補助道の編成替をするとき
には町としては補助道としてやりたつ、なという意志をヤシ分に
都の方に訴えたのであります。なとりあげなかつたという、経緯

は事案でありますね

一助役川窪金造　そうです

一十番(田村祐二)　事案やつたのですか

一助役川窪金造　一応私の方としてしまして主要道路につきましたはやつてございます

一十番(田村祐二)　矢程町長が言われまして、あの通りは現在では店舗が少ないうのであります。が、松の湯の前と同じような性格をもち、舗装が長せば当然新しい店舗が流出するということ、十分な可能性を持つておるところだと考えます。今回の都市計画によつても、あの中は商店街で塗りつぶされていくのではないかと、思ふのですが、どうですか。現況より、舗装された後の商店街の構成等については、十分な可能性があると考へるところでありますので、早急に何かような方法をえちまして、新しいケースでやるといふこと、と困難だと思ひますので、地元の

寄附行義等の努力が表れた、あかつきにはなるべく早い時期に実現して、歴史ある道路を錦上花を咲かせるか、ごとき措置を講じてもらいたいと希望いたします

一町長(瀬清蔵)　田村議員さんの色々な御指摘、よくわかつておりまして、私も来年度は舗装化したいと思つております

舗助道にあれを昇格するといふのは、多分に無理でありまして、と申し上げるのは踏切が廃止にならざる限り、行きづまりの道路であり、そういうことで、補助道の申請をいたしまして、これは通らないことは事案であります

その他、現状十三本の補助道であります。が、懸命に努力いたしまして、昨年度、補助道八号線まで、いかなかつたのが、現在補助道は増えておるわけです

すでに御承知の通りであります。今後、必要性のある道路は、勿論補助道に修正いたしまして、出来るだけ、舗装化いたし

たつと考えております)

御了承のたゞきたつと思ひます)

一議長(石川信義) 二れにて質疑を終結いたします)

お諮りいたします。本件については討論を省略し直ちに採決いたしたつと思ひます。二れに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないと認めます)

よつてこれより採決いたします)

請願方(号)は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないと認めます)

よつて請願方(号)は委員長報告通り可決いたしました

一議長(石川信義) 日程方十六 駐留軍離脱者等対策協議会条例設置に

つての請願書(請願方九)を議題に供します)

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます)

一事務局長(町田浩三) 朗 読

一議長(石川信義) 紹介議員、西村議員より本件の説明をお願いいたします)

ます)

一議長(西村光人) 御指名を頂きまして御説明申し上げます)

駐留軍離脱者等対策協議会条例設置についての請願書であります。本問題とは四年前に本町に於ては特別対策委員会を設置願ひまして、日夜国会陳情あるいは産業補導とあらゆる面にふきまして色々御心配を町長はじめ委員さん各位から賜つております。衷心よりお礼を申し上げます。と同時に

時に当時は法律的裏付がなかつたために甚だ思案にえ困り国会陳情という範囲が狭くて困りました現状であります。がたま／＼オミヤ八回国会にふきまして法律が改正になり

市町村の機関として設置できると、いうような法律改正があり
ましたので、この際発展的に改正を願ひまして、増々活躍ので
きる範囲に法律の裏付けを持ちまして、活躍のできる委員
会を設置すると同時に、条例を設置願ひまして、市指導
を賜りたいと存じます。二つ、このことが請願者の趣旨であ
ります。よろしく、今後増々駐留軍問題にかかわらう。ず
う商販者等の問題が多く出てくると思ひますので、早急に担
当委員会で御審議いただき、条例が設置されることを
お願いいたします。

議長(石川信義) これより紹介議員の説明に対する質疑を行ない
ます。

議長(石川信義) よろしく、本件については厚生委員会に付託し
厚生委員会を主査、委員会として商販対策特別委員会と連合
で御審議願うことになりましたと思ひますが、これに御異議あり

ませんか。

一、三番大塚保郎) ただいまの請願の関係につきましては、ただいま紹介議
員より御説明がありましたように、今年度三十八国会において議
決されておるこの関係について、関係市町村等もこの条例を
制定しようという状況にあるわけですが、勿論我々はこの設置す
るということとは反対なわけですが、少なくとも二つ、この関係に
ついて、二つ、この請願が出る前に法律の改正というのに基づ
いて執行機関がこの関係についてどう行なうかということ
は、むしろ請願が出る前に町の執行機関からそういう問題を
我々議会の方に出すべきであると考えられるのです。勿論、今
までは商販対策協議会というものが町予算に組みまして
やっておりますが、今回この法律によりまして、国がそ
うした関係を認めるという関係になります。と、当然そういう
実感が湧かばれてくるのですが、これで一寸疑問なのは、事